

四国中央市水道局建設工事請負代金中間前金払実施要綱

平成21年 5 月14日

告示第108号

(趣旨)

第1条 この告示は、四国中央市水道局契約規程（平成19年四国中央市告示第117号。以下「規程」という。）第63条第2項に規定する前金払（以下「中間前金払」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 中間前金払の対象となる工事は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 請負代金の額が200万円以上であること。
- (2) 既に規程第63条第1項に規定する前金払（以下「前金払」という。）を受けていること。
- (3) 工期の2分の1を経過していること。
- (4) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている工事に係る作業が行われていること。
- (5) 既に行われた工事に係る作業に要する経費が当該工事の請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(対象経費の範囲)

第3条 中間前金払の対象となる経費は、工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

(割合)

第4条 中間前金払の割合は、請負代金の額の10分の2以内とし、前金払及び中間前金払の合計額が請負代金額の10分の6を超えてはならないものとする。

(継続費又は債務負担行為に係る契約)

第5条 市長は、継続費又は債務負担行為による契約を締結した工事で、前金払を各年度の出来高予定額に対して行うものについては、各会計年度の年額割に相当する出来高予定額を対象として中間前金払を行うことができるものとする。この場合において、第2条第3号及び第4号中「工期」とあるのは「当該会計年度における工事実施期間」と、同条第5号中「既に行われた工事」とあるのは「既に行われた当該会計年度における工事」と、「請負代金の額」とあるのは「当該会計年度における出来高予定額」と読み替えるものとする。

(申請及び認定)

第6条 中間前金払の支払を請求しようとする者は、中間前金払認定申請書（様式第1号）に工事履行報告書等必要な書類を添えて市長に申請し、その認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、中間前金払の可否を、中間前金払認定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(支払請求及び支払)

第7条 前条第2項の規定による通知を受けたものは、中間前金払に係る支払請求を行うときは、別に定める支払請求書に工期末を保証期限とする前払保証事業会社が発行する保証証書を添えて市長に請求しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求を受けた日から 20 日以内に支払うものとする。

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成 23 年 3 月 30 日告示第 87 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の四国中央市水道局建設工事請負代金中間前金払実施要綱の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の四国中央市水道局建設工事請負代金中間前金払実施要綱の様式により使用されている書類とみなす。

附 則 (令和 6 年 5 月 14 日告示第 133 号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (令和 7 年 3 月 31 日告示第 84 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条中四国中央市水道局契約規程第 2 条の改正規定、第 32 条の改正規定(「第 21 条の 14 第 1 項第 1 号」を「第 21 条の 13 第 1 項第 1 号」に改める部分に限る。)並びに第 33 条第 1 項、第 34 条、第 35 条、第 44 条第 1 項及び第 51 条第 1 項の改正規定は、告示の日から施行する。

(四国中央市水道局建設工事請負代金中間前金払実施要綱の一部改正に伴う経過措置)

- 5 第 4 条の規定による四国中央市水道局建設工事請負代金中間前金払実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に入札の公告又は通知する入札執行分について適用し、同日前に入札の公告又は通知した入札執行分については、なお従前の例による。

様式第 1 号（第 6 条関係）

中間前金払認定申請書

年 月 日

四国中央市長 様

受注者

住 所

会 社 名

代表者名

㊞

下記の工事について中間前金払の支払を請求したいので、要件を具備していることを認定されたく必要な書類を添えて申請します。なお、工事履行状況については、地方自治法施行規則附則第 3 条第 2 項各号に該当することを誓約します。

記

契約番号	契約第 号
工事名	
契約年月日	年 月 日
工期	着工 年 月 日 完成 年 月 日
請負金額	円

様式第2号（第6条関係）

中間前金払認定通知書

受注者 (契約の相手方)	
契約番号	契約第 号
工事名	
工事期間	年 月 日 ～ 年 月 日
請負金額	一金 円 (税込)
中間前金払金額	一金 円 * 請負金額の 20%以内
摘要	

上記の工事についてその進捗を審査したところ

中間前金払をすることができる要件を

☐ 具備している ☐ 具備していない

と認定したので通知します。

年 月 日

四国中央市長 印